

毎週水曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十七年年度にかかる経営傳習農場外
六箇所定期監査の結果

監査公告

監査公告第九十九号

地方自治法第九十九条第三項の規定に基き昭和二十七年年度にかかる左記各所の定期監査を執行したのでその結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年九月十六日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉
同 加 藤 定 治
同 角 田 健 太 郎

監査執行個所

執行年月日

経営傳習農場	昭和二十八年五月二十日
水産試験場	昭和二十八年五月二十二日
種 畜 場	昭和二十八年七月十五日
農業試験場	昭和二十八年七月二十七日
蚕業試験場	昭和二十八年七月二十八日
農産加工所	昭和二十八年七月二十九日
満検定所	昭和二十八年七月三十日

経営傳習農場

昭和二十八年五月二十日監査
監査委員 岸 本 政 嘉
同 木 南 貞 治

監査概況

一 本場は昭和四年山陰国民高等学校として農村中堅人物養成の目的をもつて発足以来四回名称が変つたがそれぞれ時代の要請に応じ昭和二十四年農業改良助長法に基く施設として再発足し現在に至つては終局的な目的は農村中堅人物の養成にあり基本方針理念は従

英文タイプライター
東和タイプライター山陰代理店
計算器・玉屋測量器
販賣修理

有限会社 雑賀タイプライター商會

米子タイピスト学院

米子市道笑町二丁目二八番地
電話(米子)一〇二二二番

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十七年年度にかかる経営傳習農場外六箇所定期監査の結果

監査公告

監査公告第九十九号

地方自治法第九十九条第三項の規定に基き昭和二十七年年度にかかる左記各農の定期監査を執行したのでその結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年九月十六日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉
同 加 藤 定 治
同 角 田 健 太 郎

監査執行箇所

執行年月日

経営傳習農場	昭和二十八年五月二十日
水産試験場	同 年五月二十二日
種 畜 場	同 年七月十五日
農業試験場	同 年七月二十七日
蚕業試験場	同 年七月二十八日
農産加工所	同 年七月二十九日
圃檢定所	同 年七月三十日

経営傳習農場

昭和二十八年五月二十日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 木 南 貞 治

監査概況

一 本場は昭和四年山陰国民高等学校として農村中堅人物養成の目的をもつて発足以来四回名称が変つたがそれぞれ時代の要請に依り昭和二十四年農業改良助長法に基く施設として再発足し現在に至つては終局的な目的は農村中堅人物の養成にあり基本方針理念は従

来と同様であるが能率的農法の発達、農業生産力の増大、農民生活の改善向上を目的とする法律の趣旨に即する教育実習を行うため場長以下職員は眞剣に努力しているものと認められたが本場の実情を見ると、種々研究を要する問題を包蔵しているようである。即ち傳習生の年令的考察、従来の精神教育偏重の是正と最近における物質中心主義傾向との調節、管農科学化の教育と本場諸施設との関係、職員組織の検討、農場経営基盤の安定化等については本場及び県当局は慎重に考究し一層の効果を挙げるよう配意努力が肝要である。

二 本場の傳習生は本年度四〇名(監査時現在二九名)でありその出身地別の状況は左表の通りであるが本場に対する農家の認識がなお充分でないのと入所資格が新制中学卒となつてゐるため高校進学を望む者が多いので特定の地方に偏在するではないかと思はれる。農業高等学校卒業業者又は農業に従事している同程度の年令の農村青年を入所させること(研究生を設けることも一策である。)により一層成果を期し得られるもの

と思うので今後本場充実発展のためこの点も研究されたい。

出身地	在場生	卒業生	合計
鳥取市	1	11	11
岩美郡	1	23	23
八頭郡	12	58	70
気高郡	1	30	30
東伯郡	6	165	171
西伯郡	7	96	103
日野郡	3	88	91
米子市	1	1	1
果外	1	2	3
計	29	473	502

尤も昭和二十八年年度より農村青年を対象として短期講習を実施して(一回一〇〇名宛六回)ゝるのは当を得た措置である。

三 本場の諸施設特に建物は老朽しており改築補修を要望したところあるが本場及び篤農家団体の熱意によ

つて知事並びに県議会に陳情請願した結果拡充整備計画が実現しつゝあるようであつて洵に喜ばしい。監査時現在なお危険建物も隨所に散見され畜舎、炊事場、浴場等は衛生的な見地から速かに改造すべきものと認めるので当局の配意を望む。

四 農場の経営管理については注意を払い計画的に処理してゐるようであるが粗収益の記録のみに止り農場経営上の考察ができるような資料が纏まつていないので教育に活用することが肝要である。本場所管の農場は典型的な大山系火山灰土であつて酸性が強いようであるが特に水田は漏水田であり地方の増強保持に並々ならぬものがあると察する。酸性矯正を徹底的に行うとともに肥厩肥の増産対策を樹立すべきではなからうか。(堆厩肥の管理は良好)このためには農業試験場の協力を得て飼料作物、緑肥作物の増産改良をはかることも一策と考えるので、善処を望む。

五 本場の金肥購入状況は次表の通りであり消耗品費支出額五八一、一五八円中二四九、〇三五円を占めてい

るがこれが令達は第一四半期に給予算額の二九%であつて肥料購入代を長期間支払せずにおる実情にある。実験実習機関に対する予算令達は慎重を期し主管課はもとより財務当局においても適期令達を考究すべきものと認む。

肥料購入状況(附生石灰)

種別	四月				七月				一月				計	備考
	六月	九月	十二月	三月	六月	九月	十二月	三月	六月	九月	十二月	三月		
硫酸安	五	五	四	二	六	六	一	一	一	四	一	一	一〇	分俵一貫
石灰窯素	一〇	一	九	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	分俵二貫
過磷酸石灰	四	九	二	五	一	五	一	四	一	一	一	一	一	分俵二貫
熔性燐肥	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	分俵二貫
硫化加里	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	分俵二貫
塩化加里	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	分俵二貫
石灰	八	三	〇	一	六	四	四	四	六	四	四	四	四	

六 農場生産物の処理状況を見ると水稲その他主穀は場用の種子に転用した記録がないが地元村農業協同組合

来と同様であるが能率的農法の発達、農業生産力の増大、農民生活の改善向上を目的とする法律の趣旨に即する教育実習を行うため場長以下職員は眞剣に努力しているものと認められたが本場の実情を見ると、種々研究を要する問題を包蔵しているようである。即ち傳習生の年令的考察、従来の精神教育偏重の是正と最近における物質中心主義傾向との調節、管農科学化の教育と本場諸施設との関係、職員組織の検討、農場経営基盤の安定化等については本場及び県当局は慎重に考究し一層の効果を挙げるよう配意努力が肝要である。

二 本場の傳習生は本年度四〇名(監査時現在二九名)でありその出身地別の状況は左表の通りであるが本場に対する農家の認識がなお充分でないのと入所資格が新制中学卒となつているため高校進学を望む者が多いので特定の地方に偏在するではないかと思はれる。農業高等学校卒業業者又は農業に従事している同程度の年令の農村青年を入所させること(研究生を設けること

と思うので今後本場充実発展のためこの点も研究されたい。

出身地	在場生	卒業生	合計
鳥取市	1	1	2
岩美郡	1	2	3
八頭郡	2	5	7
気高郡	1	3	4
東伯郡	6	1	7
西伯郡	7	9	16
日野郡	3	8	11
米子市	1	1	2
果外	1	2	3
計	29	47	76

尤も昭和二十八年年度より農村青年を対象として短期講習を実施して(一回一〇〇名宛六回)いるのは当を得た措置である。

三 本場の諸施設特に建物は老朽しており改築補修を要望したところであるが本場及び篤農家団体の熱意によ

四 農場の経営管理については注意を払い計画的に処理してゐるようであるが粗収益の記録のみに止り農場経営上の考察ができるような資料が纏まつていないので教育に活用することが肝要である。本場所管の農場は典型的な大山系火山灰土であつて酸性が強いようであるが特に水田は漏水田であり地方の増強保持に並々ならぬものがあると察する。酸性矯正を徹底的に行うとともに肥厩肥の増産対策を樹立すべきではなからうか。(堆厩肥の管理は良好)このためには農業試験場の協力を得て飼料作物、緑肥作物の増産改良をはかることも一策と考へるので、善処を望む。

五 本場の金肥購入状況は次表の通りであり消耗品費支出額五八一、一五八四中二四九、〇三五円を占めてい

肥料購入状況(附生石灰)

るがこれが令達は第一四半期に給予算額の二九%であつて肥料購入代を長期間支払せずにおる実情にある。実験実習機関に対する予算令達は慎重を期し主管課はもとより財務当局においても適期令達を考究すべきものと認む。

種別	肥料購入状況(附生石灰)				計	備考
	四月	七月	一〇月	一月		
硫安	五五	四二	六	一〇四	分俵一貫	
石灰素	一〇	1	九	七	二六	
過磷酸石灰	四九	二五	一五	四	九三	
溶性燐肥	1	五	1	1	五	
硫化加里	二二	一〇	1	1	三三	分俵二貫
塩化加里	1	1	1	1	1	
石灰	八三〇	1	六	四四		

六 農場生産物の処理状況を見ると水稻その他主穀は場用の種子に転用した記録がないが地元村農業協同組合

に対し種子として販売しており品種更新のために他より購入した記録がないので自給したものと推察されるが一層明確且つ計画的に記録整理されたい。

七 農機具は全般的に旧式且つ非能率的なものが多い。倉庫の整理は比較的良好であつたが使用不能のものを展示していると思はれる程惨憺な実情であるので県当局は予算措置を講じて漸次整備充実するよう格別の配意を望む。

八 職員組織に対する当局の配意が充分でなく県下の各出先機関に比しても事業分量に対しても人員過少の感がある。関係職員は誠実に努力しているようではあるが例えば事務吏員が果出納員の事務を行い教鞭をとり更に農産物、肥料等の運搬(オート三輪車)運転作業に従事する等の実情に対し人事当局は補助職員の増員その他何等かの措置対策をなすべきである。

九 傳習生の給食は保健上計画性をもつて実施すべきであつて收護物により無計画に賄うことは適当でない。生徒を四〇名收容している本場には少くとも一名の管

養士を配置し献立表を作成しカロリー計算その他食生活の改善科学化に関心を払うべきである。

一〇 事務の処理について次の点留意されたい。

(1) 生産物の場内処理に当り(特に腐肝)処理向でしているが処分後の処理状況が明確を欠くので今後明確を期すること

(2) 産卵簿の記載要領を検討すること。生産物処理に当りては出納員に引継をなした後売却すべきであるのに引継をせず売却しているのは適当でない。

(3) 歳出予算令達遅延のため收支相殺しているものがあつたが厳正を期すること。

(4) 支払証憑書に債主氏名を代筆しているものがあつたが今後署名は自筆させること。

水産試験場 昭和二十八年五月二十二日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 前 田 玄 一

同 木 南 貞 治

監査概況

一 当場は本場及び境分場並びに大山増殖場の諸施設と試験船四隻により漁撈、養殖及び製造の試験研究と淡水魚の増殖事業を行っているが従来に比し運営状況は好転しているものと認められた。即ち本場の業務が民間と遊離する傾向にあつたのを根本的に検討し正し県下漁業組合長その他関係者の希望意見等を聴取して当場の運営に民意を反意させ県下漁民の福利増進に直結する試験研究に重点を指向しつゝあることは適切な措置である。本年度沿岸漁法の講習を県下四ヶ所で行い漁民が本場を活用する機会が多くなつて来たこともその現れであろう。

二 漁場の調査は本年度特に「いわし」の回游調査を漁期前に実施しているが従来試験船のみの漁況を把握する程度で全般の状況把握が不十分であつたので県下各漁業協同組合の協力を得て各漁船の日々の漁況の電話連絡を受け漁場図を作成してその状況を沿岸に通知していることは効果的と認める。

三 未開発漁場調査は水産県である本県にとつては最も重要な事業であり漁場の開拓は本県水産業の進展のためゆめがせにできない問題であるので今後共一層の努力を望む。なお対島暖流開拓調査をなし有望なる結果を得ているが未だ充分に開拓するまでには至っていないので潮流関係漁具漁法の試験調査をなし新漁場企業化試験に格段の努力を要望する。

四 水産製品製造試験は従来委託試験を行つていたが生産収入を挙げるための名目的な事業に過ぎず何等見るべき成果が認められない。而も本県の水産加工の重点に関する認識が疑われ事業運営が拙劣のためか収入確保も低調であり実質的に欠損を生じている実情であつた。しかしながら最近はこの事業を中止し煉製品と塩干魚に重点をおいて試験計画を樹てているので水産製品の市況、流通状況等も充分調査把握し切角努力を望みたい。尚加工施設については当初計画からすると約二〇〇％程度でありまた生産収入をあげんとすると約五〇％程度の施設しか整備されていないので過大な

予算見積をすることは適当でないので予算編成に当りて一層慎重を期すべきである。

五 淡水魚の増殖事業の一環として魚苗(琵琶湖産鮎九万尾、浜名湖産鰻九万五千尾、大阪府産ゲンゴロウ鮎一万六千八百尾)を千代川、天神川、日野川及び東郷池、湖山池に放流するとともに民間事業として放流鮎(鮎三五六、〇〇〇尾、鰻三〇〇貫、鯉六四二、九〇〇尾)しているが内水面漁獲高の約三割近くが本事業によるものと推定されるようであり事業の拡張を考慮すべきであるが本年度は県財政事情により事業を抑制している実情である。

六 試験船大山号新造に伴い今後漁撈試験による漁獲高の増が予想されるが生産物処理の適正化に一層留意を望む。生産物処理は果出納員が行うことになつているため特に本船等の場合は把握の困難性が認められるので船長に分任出納員を命ずる等の措置も考慮すべきである。例えば漁撈日誌においても漁獲物の記入洩れ及び一万貫漁獲した場合は電報にて速報せしめてい

なんら確認する事も出来ない事態にあるので引継売却の明確化に留意が肝要と認める。

七 会計経理その他事務の処理状況は概ね良好であつたが次の点特に留意されたい。

1 生産物売払代予算額一、九〇〇、三〇〇円に対し調定収入四六四、〇七一円で予算額に対する収入額の差は一、二三六、二二九円であり理由は自然減収になつているもこれが主なる原因は虹鱒の単価が二十六年より半額以下に低下したことであり当然予算更正をなすべきである。

2 虹鱒を大阪府北区芝田町上原明に一〇、二〇〇円で売却しているが不渡小切手となつていたので極力督促し徴収すべきである。

3 重油の出納を記帳すべきである。例えば繰越量及び購入料一四、〇五〇立使用量四、五八七立残量九、四六三立であるが帳簿残量一二、一五五立差引二、六九二立不足しているので調査し整理を要す。

種畜場

昭和二十八年七月十五日監査

監査委員 木南貞治

同 角田健太郎

監査概況

一 当場は創立以来五十年を経過し其の間家畜禽の改良、繁殖、配布並びに試験、研究、技術指導等本県産業界に寄与した功績は大であり内容も漸次整備されておりなお当該附属の有畜養農指導所、畜産加工所、孵卵場も共に業務の推進に努力しているものと認めた。しかし個々の事業執行については種々の隘路があり改善を要する事項もあるので今後一層の考究配意と盡力を望む。

二 当場の収入予算額は総事業費の八割六分を占めている現状は場の運営を必然的に企業化し収入に汲々とするを得ない現状である。従つて業務遂行上の難点となつていようである。當場本來の使命を達成するためには歳入予算を再検討し試験研究指導に努めることが必要と認め当局の考慮を要する。

三 有畜養農の趣旨徹底と高冷地に於ける畜産技術の指

導を目的とする当該附属畜養農指導所は昭和二十年十一月上中山村に設立年々練習生二十名を養成の傍ら各種試験研究を行つてい

るが交通不便に加えて庁舎並びに宿舎は旧県立訓練場そのままを使用しており施設々備は不完全で到底設立の趣旨に沿つた優秀なる農村中堅青年の養成は不可能ではないかと思考された。折角設置された機関であり諸施設を充実し有畜養農を實地に体験した優秀な青少年の指導教育について留意すべきである。

四 温泉熱利用による浜村畜産加工所は育雛、羊毛加工、製糞委託加工を行つているが前述の如く企業的運営に陥り試験研究の成果は啓蒙されていない。又一部地域的に利用される程度であり育雛販売が主となり他は不振である。二十八年より簡易屠場を設置し肉加工を研究するようであるが研究指導機関としての本旨を忘却することのないよう格段の配意と運営が肝要である。

五 当初永年の懸案である当該敷地(国有地にして営林署が管轄)の買収については財務当局の理解により漸

く昭和二十七年年度に於て予算(五二、〇〇〇円)の議決を見ながら管林署との折衝が中途で挫折し纏まらず不実行に終りやむなく二十八年度再交渉すべく準備しているようだが当該敷地を果有にすることは今後の事業推進に影響するところ大であり当局は強力に買収実現に努力すべきである。

六 当場創立五十周年記念事業の一つとして後援会からの寄附(六十万円相当額の現物寄附)と果費九十万円を以て畜産研修会館を建設し県下農民に対し畜産技術の指導訓練を実施することになつてゐるがその寄附手続及び登記に当つては遺漏なく処理されたい。

七 防火対策については毎年監査に指摘要望しているが改善されず遺憾である。当場は高台にあるため水利の便悪く出火に際しては防火の術もない現状であるが火災予防については特に留意すべきである。なお各建造物が点在しているので夜間に於ける巡視の厳格を期せられたい。

八 当場の収納事務を処理するため遠隔地にある有畜管

農指導所、温泉利用畜産加工所に夫々分任出納員を任命しているが主任出納員に対する復命引継が不十分であり事務処理が複雑化している。事務処理の適正簡素化を図ると共に引継を早期に而かも明確に実施されたい。

九 出納経理は適正と認めたが一般事務の処理で次の点考究留意を望む。

- (1) 米子孵卵場で孵卵した初生雛は赤碕畜産組合に一括売却しその中より当該飼育の初生雛を購入しているが妥当でない。
- (2) 物品出納簿の記帳に不明確なものがあつたので留意されたい。
- (3) 家畜台帳に記帳洩れが(乳牛)があつた。
- (4) 和牛乳の生産記録が十月以降省略されていたが継続記帳すべきである。
- (5) 浜村加工所に於ける羊毛、製絨委託加工の収入処理中調定を現物交付の場合にしてゐるが年度末には未交付のものも調定していた。何れにしても調定時

期について研究されたい。

農業試験場

昭和二十八年七月二十七日監査

監査委員 加藤 定治

同 木南 貞治

監査概況

一 当場は農業改良事業の一環として優良品種の改良並びに選抜、病虫害防除と発産予察、土壤肥料と低位生産改良、管農技術の普及指導、適地適作換金作物の試験を始め二十七年年度新しく柿試験地を創設し総合的農業技術の改善に努め本県農業振興のため漸次業績を挙げつつあるものと認められた。

二 中央よりの農業試験場整備方針により一昨年一月より農事試験場を農業試験場に改称し組織的にも農産部、農業経営部、畜産部及び総務部を設け総合試験場として再出発したのであるが畜産部は全然設置されず各部にも係の未設置のものがあつたが名称変更を終つた憾がある。折角規則で設置することとなつており未設

置部(一)、係(七)を速やかに設置し一般農家に繋がる試験研究機関として十分な業績を挙げるよう格段の配慮を切望する。

三 本場諸施設は相当老朽しており諸設備も不十分である。当局としても此の点に苦慮し二十七年より年次計画(四箇年)で諸施設の改築整備を図つており結構と認められた。しかし二十七年年度は計画通り実施せず準備のみに終つてゐるが遺憾である。二十七年年度計画分を本年度に持越し二十七年年度分二千万円と二十八年年度分一千万円合併施工の様様である。特にこれが財源として一千余万円を各農家より寄附援助を得ており建設を早急にすべきである。又一千余万円の各農家寄附金を農業試験場拡充整備促進協議会名義で保管しているが果金庫を納付するが妥当と認める。なお二十九年、三十年年度分一千九百万円の計画については事前に充分対策を樹立し折角の計画を中途半端なものにすることのないよう万全の施策を切望する。

四 試験研究も民意を反映し農民の試験場たらしめるべ

く心掛けることは既述の通りであるが試験研究結果を農業団体、普及員とともに検討研究し毎月パンフレットの配付と年一回発表会を開催していることは結構であるが折角の試験研究結果を普及指導に活用するよう一層努力されたい。

五 予算令達は四半期毎按分して令達されているが各期とも期前に令達がなければ予算に伴なう計画実行ができない。特に当場は季節に従って作付け及び試験を行はない各試験地に対する予算内示に影響するので既定予算は状況に即応し早期令達する必要がある。

六 事務執行及び経理事務手続については改善が加えられ努力の跡が窺がわれたが尙次の点検討は正されたい。

(1) 分析手数料の測定収入事務で口頭で分析依頼を受け成績書と引替えに徴収し始めて測定しているが分析依頼は文書を徴すべきであり又依頼と同時に徴収するが事務を簡便正確にし得るものと思はれる。

(2) 津ノ井分場より生産する梨を出荷販売する際これが販売手数料を代金より差引き測定収入しているが

手数料は別途に計上支出すべきである。
 (3) 梨の販売価格で同一品質規格の価格が不統一に算出されていた価格の算出には特に留意されたい。

蚕業試験場 昭和二十八年七月二十八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
 同 角 田 健太郎

監査概況

一 本場は蚕品種の改良、蚕病の防除、桑園及び桑葉の改善並びに養蚕技術と経営の合理化等蚕業全般に対する試験研究を行うことが本来の業務であるが試験結果の普及活用を期するため蚕業技術指導所その他関係機関と連絡協議し随時資料を提供するほか機関紙の発行、新聞、ラジオ等による広報活動を行つてゐる。なお蚕種製造業者に対する原蚕種製造配布の事業と併設の蚕業技術員養成所の管理運営にも当つてゐるので事務分量は極めて多いが全般的に見て順調に業務を遂行してゐるものと認める。然しながら所長以下一四名の職員

(欠員二名)をもつては本場業務の遂行困難なものと思ふので当局の配意を望む。
 二 本場の土地は果有地及び借用地合計三町四反一畝余でその利用状況は左表の通りであつて桑園面積に比し繭生産高が少いようである。尤もこれは桑葉試験のため改植更新をはかつた等が原因で各蚕期に満度に飼育しないのではあるが採桑量及び生繭量は用途の如何にかかわらずすべて検量し状況を常に把握して本場養蚕事業の経営面からも分析検討し進んで本場全体経営の合理化に資するよう研究努力を望む。なお空闲地が多いので活用に留意されたい。

繭生産状況

蚕期	蠶量	上繭	中繭	玉産	高下	備	考
春蚕期	三六	二四〇	六五〇	一四〇	五、六	原種 交雑種	一九三 一八七

土地利用状況

所有区分	敷地用	桑園用	計
果有地	八反〇二六	二二反八二八	二九反九二四
借用地	一、〇一四六	三、〇二三	四、一〇七六
計	九、一一〇六二四	九二二	三四、一〇一六

桑葉收穫状況

蚕期	桑園利用面積	桑葉收量	備考
春蚕期	二四反〇	三、四六五貫	改植一町歩
初秋蚕期	二五、八	一、六四〇	改植八反二畝歩
晩秋蚕期	二五、八	一、九六〇	
計	延七五反六	七、〇五六貫	

初春蚕期	三	五、五二	六、〇五六	五、一〇	一、三三〇	四、八
晩秋蚕期	三	六、九七	二、七〇	四、〇	一、四五〇	一、八二
計	六	一一、五三	一五、四一〇	二、五三〇	二、三三〇	二六、〇

三 蚕品種の試験は農林大臣の指定した蚕品種の中二十種育成し本県の地勢気象に適應する品種の優劣試験を継続しているが過去数年來新品種の育成固定に努力した結果春蚕用、夏秋蚕用の二品種につき成果を得昭和二十八年度関西地区共通試験に提供する段階に達したことは本県蚕業振興のため洵に結構であり今後国の共通試験を経て農林大臣の指定品種とされることが期待されるので今後一層研究に努力されたい。

四 桑園の復興とともに桑葉質の改善は本県蚕業振興の基礎要件であるが桑に関する試験についても努力しているものと認めた。即ち品種、肥培管理、気象の影響、病虫害試験等を総合的に行い特に石灰施用の桑葉質及び蚕作に及ぼす影響試験は三カ年の歳月を費して一応

の結論を得たようであり本年度は尿素の施用及び桑園の地力指数に関する試験に着手している。而して地力指数については従來觀念的であつたのでこれを科学的に究明し肥料要素の桑葉に対する影響を試験し蚕作の安定向上をはからんとするものであり県下十箇所に委託試験地を設けて実施(委託料一箇所五千円)しているが委託試験の成績の確實な把握に一層留意が肝要と認める。

五 蠶蛆の防除対策として昭和二十六年に引続き赤強菌を培養し無償配布していることは適策であるが予算僅少のため集繭場に重点的に配布する程度で養蚕家全般に普及せず万全を期し難いようであるので駆除の徹底強化について当局の積極的配意指導が肝要と認める。

六 蚕業技術員養成所は予科(入所資格中卒)、本科(入所資格予科及び高卒)とも定員五〇名宛であるが在籍数は予科一二名、本科一五名に過ぎない。これは卒業後の就職斡旋が困難なため募集制限をしている結果であつて根本的に検討すべきではないかと考える。將來農村中堅青年の科学技術智識の水準を向上させる観点からも適当と認め難い。特に蚕業について実地教育を行う本所として就職指導のみに汲々とすることなく蚕業振興の大乗的見地から慎重に考慮し措置すべきである。

七 蚕業技術員養成所の学友会で乳牛を購入飼育し蚕さの飼料化試験を自主的に行かせているが本場の公的な試験研究に移行することも考慮すべきである。桑園に対する有機質肥料は主として厩肥に依存している状況であるので本場の附帯事業として有畜養蚕経営の面から拡充強化することが効果的と考えるので研究された。

八 経理その他事務の処理について次の点留意改善され

たい。本場は事務職員を頻繁に交送する結果全般に事務処理が不十分である。場長及び県出納員は所管事項を充分把握することにとつとめ一層厳格なる処理をなすことが肝要である。

- (1) 支払通知書発行に当つて出納員の所管であるにも拘わらず他職員の認印で支払通知書を発行している事例があるが留意すべきである。
- (2) 財産収入家屋貸付料の中技術職員に貸与しているが四月より九月迄の分を九月二十二日に調定している。月々認定を実施し収入を図るべきである。
- (3) 蚕業試験場費消耗品費より三百八十四円光熱水費に流用しながら六月に不用額を生じているのは適当でない。
- (4) 土地建物等果有財産の管理、台帳の整理が完全でないので整備すること。借用地の貸借契約は単年契約であつたのを自動的に一箇年宛延長するよう契約更新したことは結構であるが借料支出に当り公有地か私有地か不明な処理をしているものがあつたので

今後注意されたい。

(5) 旧汽缶庫その他附属建物で廢屋同然のものがあり薪、藁等を乱雑に山積していたが物品管理の点からも整理整頓が必要である。

(6) 桑園間作大豆六斗一升、蚕豆四斗五升を全量播種用、飼育用として処分しているが明確を期すること。

農産加工所 昭和二十八年七月二十九日監査
 監査委員 角 田 健太郎
 同 加藤 定 治
 同 木南 貞 治

監査概況
 一 本所は本県農産物の加工を基盤とする農村工業の振興を圖るため凡ゆる角度から科学的試験研究をなすことが普及指導すべく所長以下職員は努力し施設々備の充実と機械器具の整備により漸次その成果を収めつつあるものと認めた。

二 本所は農業試験場西伯分場と表裏をなしているので

生産から加工に一貫した本県の実情に即した試験研究が出来る特殊性を持つてゐる。しかし西伯分場の生産品は全然加工試験されず加工原料は総べて他所より購入していることは遺憾である。なお地域的に制約を受けてゐる関係上東部地区に適應する農産物の加工試験が実施されていないので考慮されたい。

三 本場が加工試験している主なものは次の通りである。

(1) 醸造に関する試験研究
 (2) 甘藷でん粉の製造並びに加工利用に関する試験
 (3) トマトペースト製造に関する試験
 (4) 搾油並びに油脂の製精に関する試験
 (5) 瓶缶詰に関する研究
 (6) 漬物に関する研究

なお加工状況は左表の通りである。

品名	原料	数量	金額	品名	数量	金額	備考
苺	トマト	一三貫〇〇匁	八、三〇四	苺 ジャム	一八貫三〇〇匁	四八、〇〇〇	三〇〇匁は見本として処理
トマト	トマト	三三貫六〇匁	一六、九〇六	トマトパルプ	三三貫	三三、〇〇〇	
甘藷	甘藷	二八五貫	六、四三三	でん粉 粕	一、三四貫	二、四八八	
桃	桃	三貫	一、八九〇	桃 缶詰	一、二〇個	一三、〇二〇	三個は試験用として使用
大豆	大豆	三〇四貫三〇匁	四〇、〇九八	醬油	四三石六匁	三六、四三〇	モロミの在庫三三三石
裸麦	裸麦	一、二〇〇貫	二六、一七〇	アミノ酸	五石七匁	二四、三九八	三〇〇匁は見本
寒天	寒天	二石四匁	一六、三六八	グルコース	一六〇本	二四、二四〇	
色粉	色粉	一〇〇本	七、〇〇〇				
塩	塩	三〇匁	二、〇〇〇				
ソーダ灰	ソーダ灰	三五匁	一〇、八六四				
砂糖	砂糖	一、二九kg	四〇、七一〇				
メツキンス	メツキンス	七〇本	三四、八〇〇				
カラメル	カラメル	三貫	七、二〇〇				
		三匁	三、八三〇				
		四本	三、二〇〇				

醋 酸	二瓶	四、六〇〇
ズルチン	二、〇〇〇g	二、四三三
サツカリン	五〇〇g	七五〇
甘草エキス	二缶	一七、五〇〇
ソース原料	二石	四、六〇〇

四 以上が当所の試験研究と加工状況であるがその結果は相当な成果を挙げているので結構である。しかし成果を如何にして農村に対し工業化して行くかに問題がある。これに関し所長は視察、照会等なし普及指導に努力しているが何れの加工にしても相当の施設を要し組合にしても財政現状からすれば広く実質化迄にはなお相当困難があるものと思料する。今後一層これが指導と援助を望む。

五 当所の施設は前年に比し拡充強化されある程度試験研究に支障なき程度になつたものと思料するが経済の不安定により価格低落し製産コスト販売価格で採算が取れず今後製品の歩留向上、単価の引下げ品質の改善

が緊要事である。これが打開策を強力に推進させるためには更に工場の拡張、乾燥機、トマトフィニヤの設置、でん粉機械の改善等整備改革が必要と認める。六 当所二十七年事業経費九二八、六六〇円の中これが財源として生産収入七一九、九〇〇円見込んでいるのでこれが率は七八%に当り試験研究機関として過重の嫌がある。ために当所は製造販売を主とし試験研究結果の普及指導は二義的傾向が強い。果財政上やむを得ぬとしても現況は充分検討する余地があるものと思料する。

七 出納経理は適正と認めだが一般事務の処理で次の点考究留意を望む。

- (1) 出納員は生産物の総量を把握するよう心掛けるべきである。即ち試験研究、加工材料に消費する生産物(でん粉糖、蒔瓶詰)の引継がしてなく又一部製品のまま在庫となつてゐる
- (2) 試験供用、加工材料のため払出す生産物は口頭連絡のみで処理しているが目的、種類、数料等の比較した稟伺により執行すべきである。
- (3) 原材料の中長期間使用する砂糖、空缶、色粉その他を多量に一括払出しているが適量勘案し支出するが適当と認めた。

蒔検定所

昭和二十八年七月三十日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 木 南 貞 治

同 加 藤 定 治

同 角 田 健 太郎

監査概況

一 当所は蒔の検定及び鑑定が主要業務であるが、労力

の配分、施設の完全利用並びに従業員の研修を兼ねて年三回の検定期間外の空閑期を研修期とし繰糸事業を行い更に委託繰糸試験を実施している。業務の運営状況、事業経営の状況は前前に引続き順調であり特に最近は生糸市場の活発化に伴い昨年末以来制限価格限度の高価(百斤当り二四〇、〇〇〇円)で生糸を販売している状況であつて(平均販売価格二二九、〇八八円)年度内一千九百十三万八千余円生産収入を挙げている。而して当所の收支予算執行状況は次表に示すように僅か六名の職員の人件費を除いては殆んど独立採算によつており、生産物収入が最も主要な財源であるが中でも研修期の繰糸成績如何がこれを左右する実情であるので従業員の確保及び技能の習熟向上に格別留意が肝要と認める。

昭和二十七年年度收支状況

		(歳入)		(歳出)	
区分	予算額	収入済額	増	減	
手数料	一、三三九、八七四	一、三三八、三七四	二、三三六		
物品売払代	一九、一三〇、九九九	一九、一四三、二四六	二、三三六		
恩給納付金	二〇、四〇〇、八二六	三〇、四九三、一五三	三、三三六		
計			△ 一、六〇〇		
果職員費	一、三九九、〇六四	一、三九九、〇六四			
蚕業費	二〇、六五六、六六六	二〇、六五六、六六六			
人件費	三、七三〇、八六三	三、七三六、九三三	一、八九一		
その他	一六、九二七、七三三	一六、九二七、七〇二	三三		
計	二一、五七、六六四	二一、五五、七三三		一、九三三	
増					
減					

歳入歳出差引不足額一、四六二、六一〇円果費補充

(職員六名分人件費一、二九九、〇六八円その他一六三、五四二円)

二 本年度の繭検定件数は四七四件で前年の四四九件に比し二五件増加しているが、荷口別の内訳を見ると大量荷口が著しく増加している。これは本県の産繭量が年々増加しつつあることを示すものであつて、繭取引の公正を期するため当所の検定業務は一層慎重な処理が最も肝要であるにも拘らず、繰糸、揚返、仕上、検査、検査等検定の現業に従事する職員は昭和二十五年以来定数外職員に切替えられ、更に本年四月人事委員会規則に基いてすべて臨時的任用職員に任命されることになつたため、永年勤続の熟練者が一斉に退職する結果を招き(十一名退職)現業職員の身分安定に波紋を投じており所長はじめ幹部職員は事態を憂慮している実情であつた。機械更新後の人的配意を考慮して必要人員を速かに定数内果職員に復活するよう人事当局の措置を望む。

二 本件に限らず果職員定数を減ずることのみ考えて表面上の形式を整えることは嚴に戒めるべきことであり、特に業務内容を十分調査せずして人事組織等基本的事項を処理することは最も危険につき県当局の再考を促すとともに県議会の関心を促したい。

三 研修期の繰糸用購繭量については管内製糸業者と協定し本年度八千六百十六貫余購入しているが生繭受領の際荷口の区分を明らかに表示していないものがあつたので明確を期すべきである。また受渡工場における乾繭検査に当りては乾燥歩合検定供用繭抽出量その他所要の事項を詳細に筆記し発送の際正式な送状(発送傳票)とともに出納員に引継ぐ等検収事務の正確化に留意が望ましい。従来幸いにして購繭の事故がなかつたため兎角等閉視されているものと見受けるが入荷状況を把握するためにも実行すべきである。

四 生糸の大口販売に当つては所長と神戸市所在生糸卸問屋蝶理株式会社との間に委託契約を締結し生糸格付検査及び輸出検査等一切の手續き及び売却方法、価格等の事項を取決めているが売却後における代金決裁期日に關する契約条項が欠けていたため売却後二十数日を経過して代金を納付している状況であつたので現地において指摘注意したのであるが最近期日及び延滞金の条項を加え兩者の間に契約更新しようであり結構である。しかしながら本年度六九俵販売しており年々一千万円以上の取引をしているので県財政の上から見てもまた経理上の面から見ても事前に措置すべきである。

五 本場施設中欠くことのできないボイラー室の煙突は危険状態にあり火災防止及び能率上対策が望まれていたが本年度土木部に委託して改築したことは洵に結構である。また従来未設置であつた圧力ゲージを附設したことも適切と認める。然しながら工事施工は必ずしも良好といえない。(煙突工事)特に多条式繰糸機械

新設計画に伴い基礎工事は極めて粗漏であり手直しを要するものと認めたので将来この種永久構造物の築造工事の施工には最も厳正な監督をなすよう県当局の注意を喚起したい。

六 事務の処理について次の点留意されたい。

- (1) 現業事務は系統的に正確に処理しているものと認められたが原料、半製品、粗生産物、製品及び副産物等の生産出納整理簿台帳等(傳票を除く)は常時ペン書とし、年度末に誤謬を訂正して一時に清書することと改めるべきである。
- (2) 庶務雑件綴に会計関係書類があり統一した整理保存が望ましい。
- (3) 倉庫(元大阪造兵廠米子工場)五五坪を契約の上借用しているが借料三、一一八円の支出がしてない科目を新設し支出すべきである。
- (4) 寮構築用の原材料(耐火レンガ)購入時期と職工賃金支払時期に不合理なものがあつた。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 印刷所
鳥取市東町 印刷所
鳥取市東町 印刷所
鳥取市東町 印刷所
鳥取市東町 印刷所